

けいむしょ  
刑務所



ほごかんさつしょ  
保護観察所



けんさつちょう  
検察庁



しょうねんかんべつしょ  
少年鑑別所



ほうむしょうねん  
法務少年  
しえんせんたー  
支援センター



しょうねんいん  
少年院



しょうねんけいむしょ  
少年刑務所



さいばんしょ  
裁判所



かていさいばんしょ  
家庭裁判所



じどうようごしせつ  
児童養護施設



<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>裁判の結果、懲役刑または禁固刑を言い渡された成人の受刑者を収容し、更生のための処遇を行う施設。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>犯罪をした人、または非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう指導・支援を行う機関。地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>主に犯罪の捜査や、裁判実施の判断などをを行う。検察官の事務を統轄する、法務省の特別の機関。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>家庭裁判所の観護措置決定により送致された少年を収容し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行う。また、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助も行う。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>少年鑑別所が、地域の非行・犯罪の防止や、地域の一般の方や関係機関の依頼に応じて心理相談等をする、非行・犯罪や問題行動等の専門機関。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>
<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>刑事裁判で実刑判決を受けた、16歳以上20歳未満の少年が収容される刑事施設。女性の少年受刑者は、女性の成人受刑者と同じ施設（女子刑務所）に収容される。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>個人間などの紛争の解決や、犯罪を犯した疑いのある人の有罪・無罪を判断する国家機関。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>離婚や相続、成年後見制度などに関する家庭内の紛争や、非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>	<p><b>しほうふくしかーど 司法福祉カード</b></p> <p>保護者のいない子どもや虐待されている子どもなどを、自立まで養護する施設。原則18歳までだが、必要に応じて20歳までを対象としている。</p>  <p>ほっこりん</p> <p>(一社)よりそいネットおおさか 作成 令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金</p>